

香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第18号

香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第21条」に改める。

第15条第1項中「第16条第3項」を「第27条第3項」に改める。

別表第3の4の項、7の項及び8の項中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表に次のように加える。

15 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において別表第6に定める日数の範囲内の期間
--	---------------------------

別表第4の6の項中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「市長の」を「市長が」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表の7の項中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表の8の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。